

別紙（柴田町例外的福祉用具貸与フローチャート）

A （軽度者に対する福祉用具貸与の取扱について H19年4月からの運用一部見直し ）

*以下に該当する者

- I 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者
- II 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者
- III 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

B・C		B	C
対象外種目	例外に該当する者	要介護認定結果等	
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (1)日常的に歩行が困難な者 (2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7歩行「3. できない（又は介助が必要）」	Bに該当していない場合Cとする
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (1)日常的に起きあがり困難な者 (2)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4起き上がり「3できない（又は介助が必要）」 基本調査1-3寝返り「3できない（又は介助が必要）」	
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3寝返り「できない（又は介助が必要）」	
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれに該当する者 (1)意志伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障のある者 (2)移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1意思の伝達「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 または、 基本調査3-2から3-7記憶・理解のいずれか「2できない」 または、 基本調査3-8から4-15問題行動のいずれか「1ない」以外 基本調査2-2移動「4. 全介助」以外	
オ 移動用リフト（つり具の部分）を除く	次のいずれかに該当する者 (1)日常的に立ち上がりが困難な者 (2)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (3)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8立ち上がり「3できない（又は介助が必要）」 基本調査2-1移乗「3一部介助」又は「4全介助（自分では移乗がまったくできない）」	